

社会人の学び直しの更なる推進に向けて

1. これまでの社会人の学び直しに係る取組

- 急速な経済・社会の変化に応じて、職業や働き方の在り方が様変わりしている中で、生涯を通して社会で活躍し、もって我が国の労働生産性の向上を実現するためには、若年期に大学等の高等教育機関（以下、大学等）において身に付けた能力だけでは不十分な場合もあり、社会に出た後も学び続けることにより、新たに必要とされる知識や能力、技術を身に付けていくことが不断に求められる。
- これまで、大学等における社会人の学び直しについては、各大学等において、社会人が学ぶことが可能な様々なプログラム等が提供され、そうした取組が進められてきたところである。
- 文部科学省においても、教育再生実行会議第六次提言（平成 27 年 3 月）を受け、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定する制度を創設した。本制度により、社会人の学び直しの選択肢の可視化、体系的かつ魅力的で学びやすいプログラムの増加、企業等の理解増進を図り、大学等における社会人の学び直しの更なる促進に取り組んでいるところである。（平成 29 年 4 月現在で 180 課程を認定）

2. 社会人の学び直しの充実・拡大に向けた課題等

- 一方で、今後も、一層社会人の学び直しを充実・拡大していくためには、様々な課題がある。
具体的には、「社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究」（平成 28 年 3 月 文部科学省）によれば、企業等に対するアンケート調査では、「今後、大学等に教育環境面で特に実施してほしいこと」として、44.2%が「夜間、土日、休日等の社会人に配慮した時間帯での授業を開講していること」、36.1%が「短期間で修了できるコースを充実させること」と回答している。

また、学び直しを経験したことのない社会人に対するアンケート調査では、「学び直す際の障害要因」として、37.7%が「費用が高すぎる」、8.7%が「1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない」と回答している。

さらに、大学等に対するアンケート調査では、「履修証明制度等の改善すべき点」として、19.8%が「法令で規定されている総授業時間数（120時間以上）が長すぎるので、より短時間での修了が可能な制度とすべき」と回答するなど、大学等における学び直しには、更に改善の余地があると考えられる。

- 加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定）では、働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現に向けて、「離職した女性の復職・再就職や社会人の学び直しなどを支援するため、受講しやすい講座の充実・多様化や教育訓練給付の対象の拡大等により、リカレント教育の充実を図る」ことが盛り込まれるなど、社会人の学び直しに関する期待が高まっている状況である。

また、「人生 100 年時代構想会議」が官邸に設置され、今後、あらゆる人に活躍するチャンスがある社会を実現していくための政策が検討されていくこととなっている。

3. 対応

人生 100 年時代を見据えた「人づくり革命」に向けた検討

- これまで、中央教育審議会においても、我が国の 18 歳人口の減少や経済社会の変化等を背景に、社会人の学び直しに関する議論が行われ、「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」（平成 29 年 2 月）では、「社会人の学びへの貢献の強化」として、「職業実践力育成プログラム」（B P）の充実や履修証明制度の改善、経済的支援などについても検討していくことが必要ということが盛り込まれている。また、平成 29 年 3 月の諮問「我が国の高等教育に関する将来構想について」では、「社会に出た者が何度でも学び直せる環境の整備」が盛り込まれ、議論が進められているところである。
- 一方で、前述のとおり、社会人の学び直しについては、プログラムの改善・充実をはじめ、さまざまな課題がある。

- 今後、こうした課題に対応していくと同時に、人生 100 年時代を見据え、年齢等に関わらず誰もが人生を再設計する社会に向けて、国や大学等は、社会人の学び直しを大学等のミッションとして明確に位置づけ、ますます多様化する高等教育や大学等の役割やニーズに応じていくよう大学改革を進めていくことが求められる。その際の具体的な論点の例として、以下のような事項が考えられるのではないかと。

【論点の例】

- **人生 100 年時代を見据え、今後、大学等は、社会人の学び直しに対してどのような役割を担うか**

(例)

- ✓ 地域の実情等を踏まえ、企業等と連携しながら、職業等に必要な知識・技術・技能のブラッシュアップや学び直しを推進する役割
- ✓ 当該大学の強み・特色を活かし、最先端のテーマに重きを置いた高等教育を提供する役割（将来的に企業等との共同研究に発展する可能性）

- **大学等が果たす役割を踏まえ、どのような学び直しプログラムを提供するか**

(例)

- ✓ 特定の職種に必要な専門的知識・技能を習得する内容
- ✓ 特定分野における最先端のテーマに重点を置いた内容

＜社会人の学び直しの利便性の向上のための検討＞

⇒ 【国】より短期の専門的・実践的なプログラムの認定制度の創設

- ・ 「職業実践力育成プログラム」(B P)認定制度では、認定要件の一つとして正規課程及び履修証明プログラムであることを求めているが、現行制度においては、履修証明プログラムは総時間数 120 時間以上の特別の課程とされているところ、当該規定の見直しを検討してはどうか
- ・ 受講者の経済的負担の軽減のため、教育訓練給付金との連携を検討してはどうか

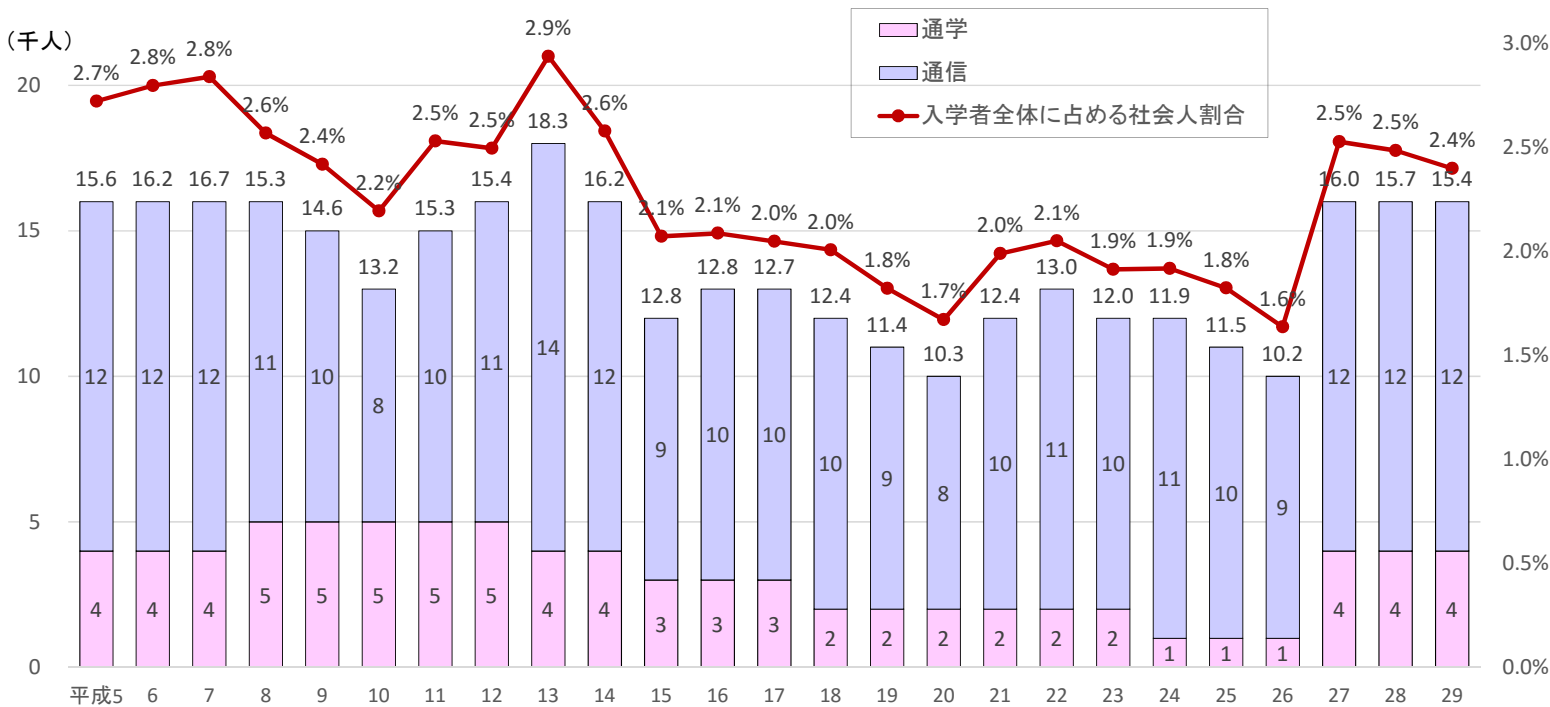
➤ **社会人の学び直しを促進するためにどのような環境整備が必要か**

(例)

- ✓ 学び直しに積極的な大学や教職員の評価の在り方
- ✓ 学び直しに係る社会人学生や企業の費用負担の軽減策
- ✓ 履修証明プログラム等の利便性や社会的認知度・評価の向上のための方策
- ✓ 放送大学や MOOC 等の一層の活用方策
- ✓ 社会人の学び直しへの企業等の積極的な参画を促すための方策

大学（学士課程）の社会人入学者数の推移

大学の学士課程への社会人入学者数（推計）は、平成13年度の約1.8万人をピークに、平成20年度の約1.0万人まで減少。その後増減し、平成29年度は約1.5万人。

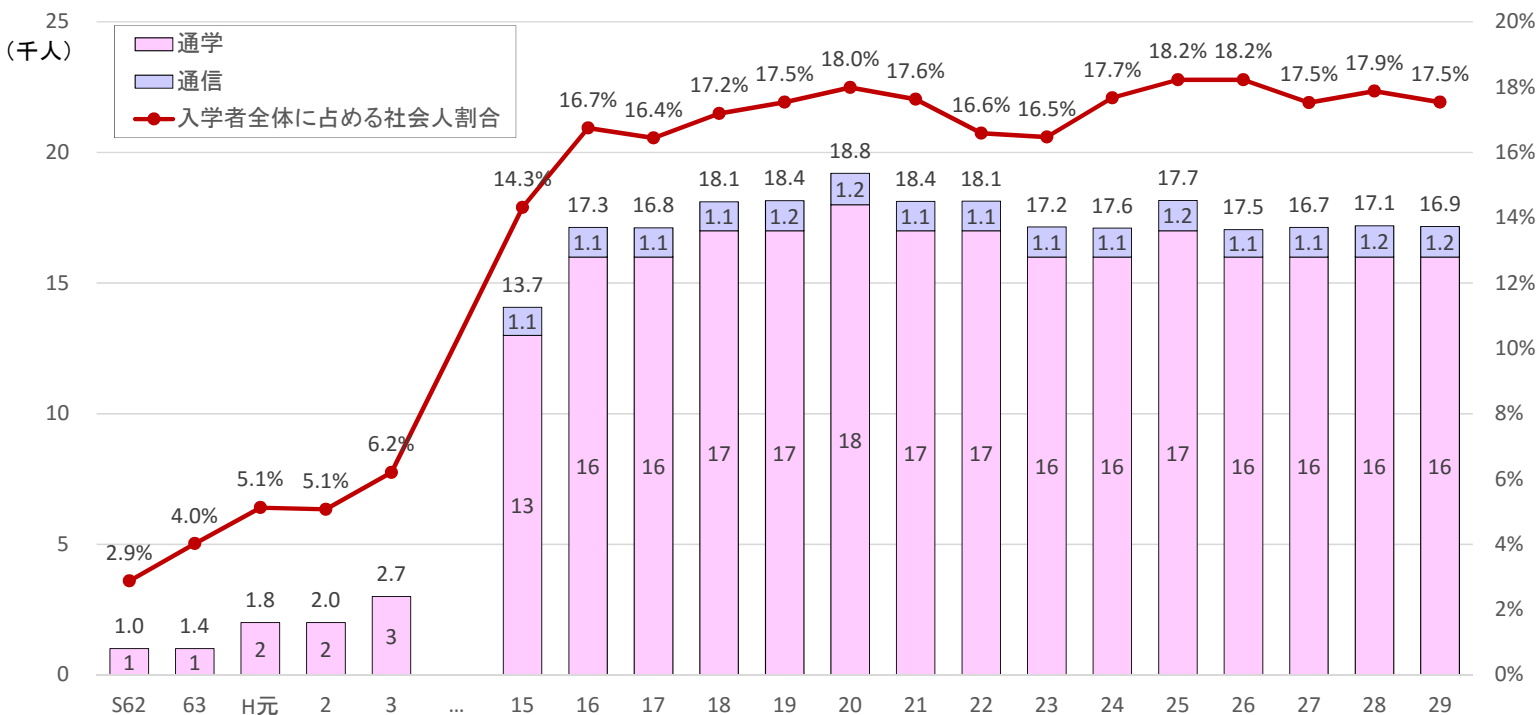


※平成26年度までは、通学の社会人入学者は、「国公立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。通信、放送大学は「学校基本統計」をもとに推計。なお、通信の「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。
 ※平成27年度以降は、「学校基本統計」をもとに、「社会人」を25歳以上として一部推計。
 ※平成29年度は速報値。

出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

大学院の社会人入学者数の推移

博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数（推計）は、平成20年度の約1.9万人をピークに微減し、平成29年度は約1.7万人。

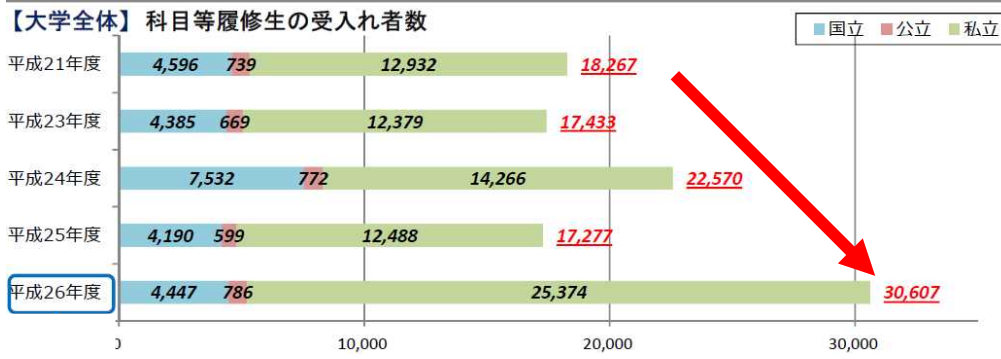


※平成26年度までは、通信、放送大学は「学校基本統計」をもとに推計。なお、通信の「社会人」は、職に就いている者（経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。
 ※平成27年度以降は、「学校基本統計」をもとに、「社会人」を30歳以上として一部推計。
 ※平成29年度は速報値。

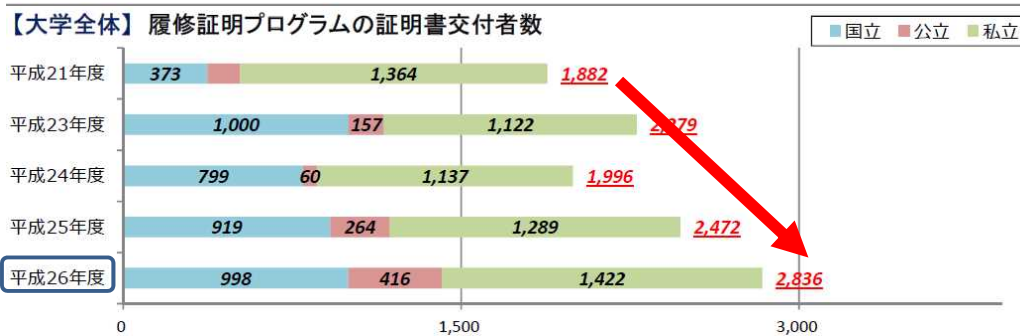
出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

科目等履修生制度・履修証明プログラムの実施状況

- 大学における科目等履修生の受入れ者数は、平成26年度は約3.1万人（対平成21年度：+1.2万人）
- また、履修証明プログラムの証明書交付者数は、平成26年度は約2.8千人（対平成21年度：+1.0千人）



※通信制のみの大学を除く（平成26年度）。平成21～25年度は通信制の学部・研究科、放送大学を除く。
 ※平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。



※放送大学を除く
 ※平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。

平成26年度の大学における教育内容等の改革状況について改革状況調査（文部科学省）

「職業実践力育成プログラム」（BP）認定制度について（概要） — Brush up Program for professional —



平成27年3月 教育再生実行会議提言（第6次提言）

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定**

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校**の正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上（5割以上を目安）を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

- ①**実務家教員や実務家による授業** ②**双方向若しくは多方向に行われる討論**
 （専攻分野における概ね5年以上の実務経験） （課題発見・解決型学修、ワークショップ等）
- ③**実地での体験活動** ④**企業等と連携した授業**
 （インターンシップ、留学や現地調査等） （企業等とのフィールドワーク等）

- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- **社会人が受講しやすい工夫の整備**（週末・夜間開講、集中開講、IT活用等）

認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進**

※大学等からプログラムの公募を行い、平成29年4月現在で、**180課程を認定**

H28 職業実践力育成プログラム（BP）の事例について①

青山学院大学(私立)

正規課程(修士)

文化

<総合文化政策学研究科文化創造マネジメント専攻>

【目的】

文化・芸術の実践的知識を有し、メディア、文化団体、企画、マーケティング等で高度な専門性を発揮する人材を育成。

【プログラムの特徴】

文化芸術分野での広範な専門知識と実践能力、街づくりに関する政策立案ができる能力を修得。特定科目の履修により専門社会調査士、文化交流創成コーディネーターの資格修得が可能。

【対象とする職業分野】 プロデューサー、文化芸術団体等

【受講期間】 2年間(希望により3年間)

【社会人の受講しやすい工夫】

夜間・週末開講、長期休暇中の集中講義、長期履修

大分県立看護科学大学
(公立)

正規課程(修士)

医療

<看護学研究科博士課程(前期)看護学専攻

実践者養成NPコース>

【目的】

特定行為の実施ができる特定行為研修を含むNP(診療看護師)養成コースにてプライマリケア領域の診療看護師を育成。

【プログラムの特徴】

医学的基礎知識の学習に加え、演習での事例展開や特定行為のシミュレーショントレーニングを実施。15週間の実習を通じて、実践的な能力を育成。

【対象とする職業分野】 看護師

【受講期間】 1年間

【社会人の受講しやすい工夫】 夜間開講

久留米工業大学(私立)

履修証明

中小企業

<デジタル時代の機械設計技術者育成講座>

【目的】

機械工学に基づく設計、適切な加工及び計測による評価を行う能力の育成。デジタル技術を活用できるものづくり能力の修得。

【プログラムの特徴】

機械設計に必要な不可欠な工学知識を修得させるとともに、CADや3Dプリンターによる加工及び精密計測に関する演習を多数実施し、実践的な技能や設計能力を修得。

【対象とする職業分野】 機械設計技術者、CADオペレーター等

【受講期間】 1年間

【社会人の受講しやすい工夫】 夜間・週末開講、WEBテスト

山形大学(国立)

履修証明

地方創生

<食と農のビジネス塾>

【目的】

農業を志す人材、農業者の優れた経営感覚と販売ノウハウの獲得。アグリビジネス感覚、柔軟な対応力の開発。

【プログラムの特徴】

農業経営のための知識やマネジメント能力を、実地研修、グループ討議、ワークショップ、視察研修、消費者との直接交流である販売実習で修得。最終的にビジネス計画書を作成。

【対象とする職業分野】 農業者、公務員、農業関連団体等

【受講期間】 6ヶ月

【社会人の受講しやすい工夫】 週1回(半日)開講、DVD学習

H28 職業実践力育成プログラム（BP）の事例について②

日本女子大学(私立)

履修証明

女性活躍

<日本女子大学リカレント課程>

【目的】

大学卒業後に就職し、その後育児や進路変更等で離職した女性にキャリア教育を通して、高い技能・知識と働く自信・責任感を養い、再就職を支援する

【プログラムの特徴】

英語スキル(リーディング、会話、ビジネス対応)、ITスキル、社会保険法・労働法知識、会計・簿記スキル、内部監査知識、記録情報管理者知識、消費生活アドバイザー知識等を修得。

【対象とする職業分野】 事務系、営業、流通、内部監査、IT

【受講期間】 1年間

【社会人の受講しやすい工夫】 託児サービス、週末開講

三重大学(国立)

履修証明

地方創生

<工学研究科 特別の課程「さきもり応用コース」>

【目的】

自然科学、人文社会科学の知識、技術に基づき県内の地方公共団体・企業・地域において防災・減災活動を担う人材の養成。

【プログラムの特徴】

講義と演習の組み合わせで専門知識や技術を修得するとともに、グループディスカッションやグループワークを通じて、防災・減災のための計画立案とそのマネジメントを行う能力を修得。

【対象とする職業分野】 防災業務担当、防災関係市民団体等

【受講期間】 1年間

【社会人の受講しやすい工夫】 週末開講

多摩大学(私立)

正規課程(修士)

中小企業
非正規

<経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程DSBコース>

【目的】

データを活用してビジネス現場の課題解決ができる力を会得し、武器としてのビジネスデータサイエンスを習得。

【プログラムの特徴】

講義科目等でビジネスデータサイエンスの基礎的な知識を修得。フィールドワークや多方向ディスカッションを通じて、データ活用力、分析力等の実践的な能力を修得。

【対象とする職業分野】 会社経営者、公務員、会社員等

【受講期間】 2年間

【社会人の受講しやすい工夫】 夜間・週末・祝日開講

京都大学(国立)

履修証明

女性活躍
地方創生

<京都大学私学経営アカデミー>

【目的】

経営、管理、運営に関する実践的知識、技能を修得し、私学の経営を担う幹部教職員を育成。

【プログラムの特徴】

経営管理、資源配分、教育手法の3つの類型で、それぞれ実務家等による講義、実習、課題演習、フィールドワーク等を実施し、私学経営に必要な管理能力、経営分析力を養う。

【対象とする職業分野】 私立学校教職員、私立学校経営者

【受講期間】 1年間

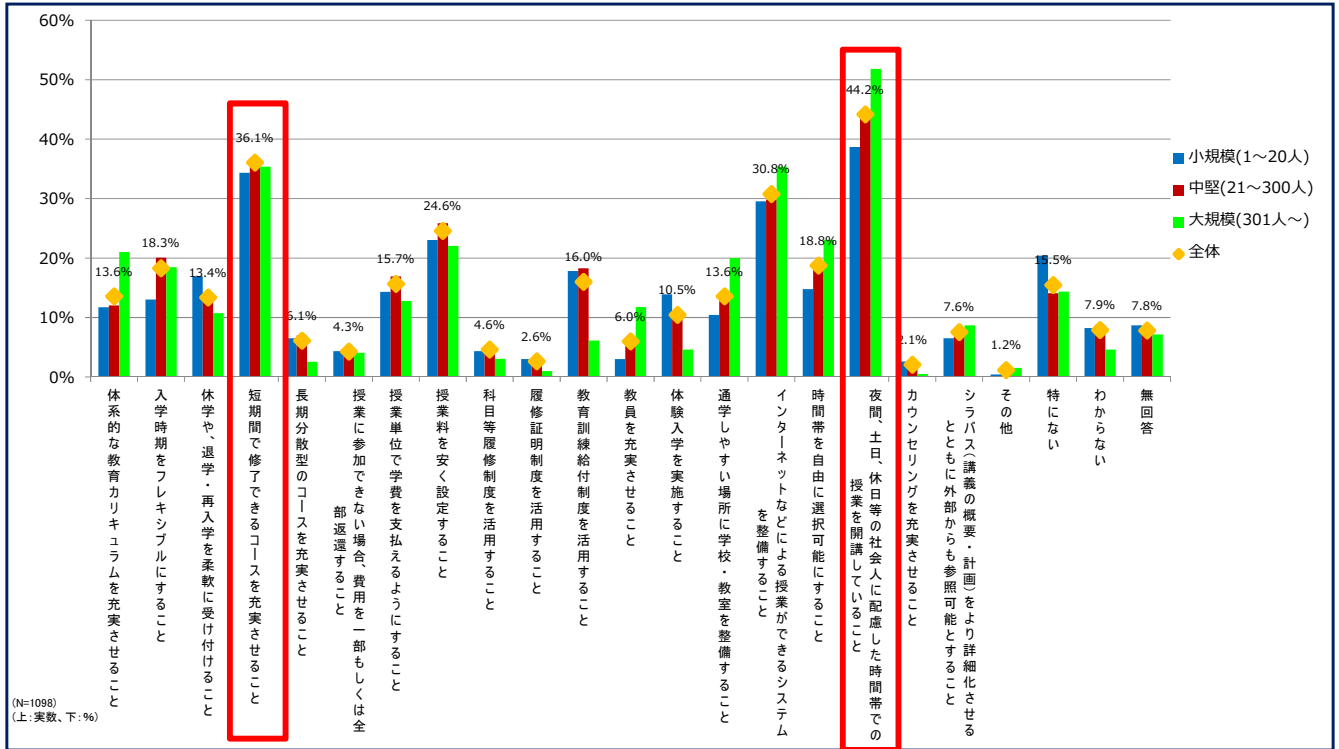
【社会人の受講しやすい工夫】

夜間・週末開講、長期休暇中の集中講義、eラーニング

今後、大学等に教育環境面で特に実施してほしいこと

○教育環境として、「夜間、土日、休日等の社会人に配慮した時間帯での授業を開講していること」の割合が最も高く、次いで「短期間で終了できるコースを充実させること」に対する関心が高い。

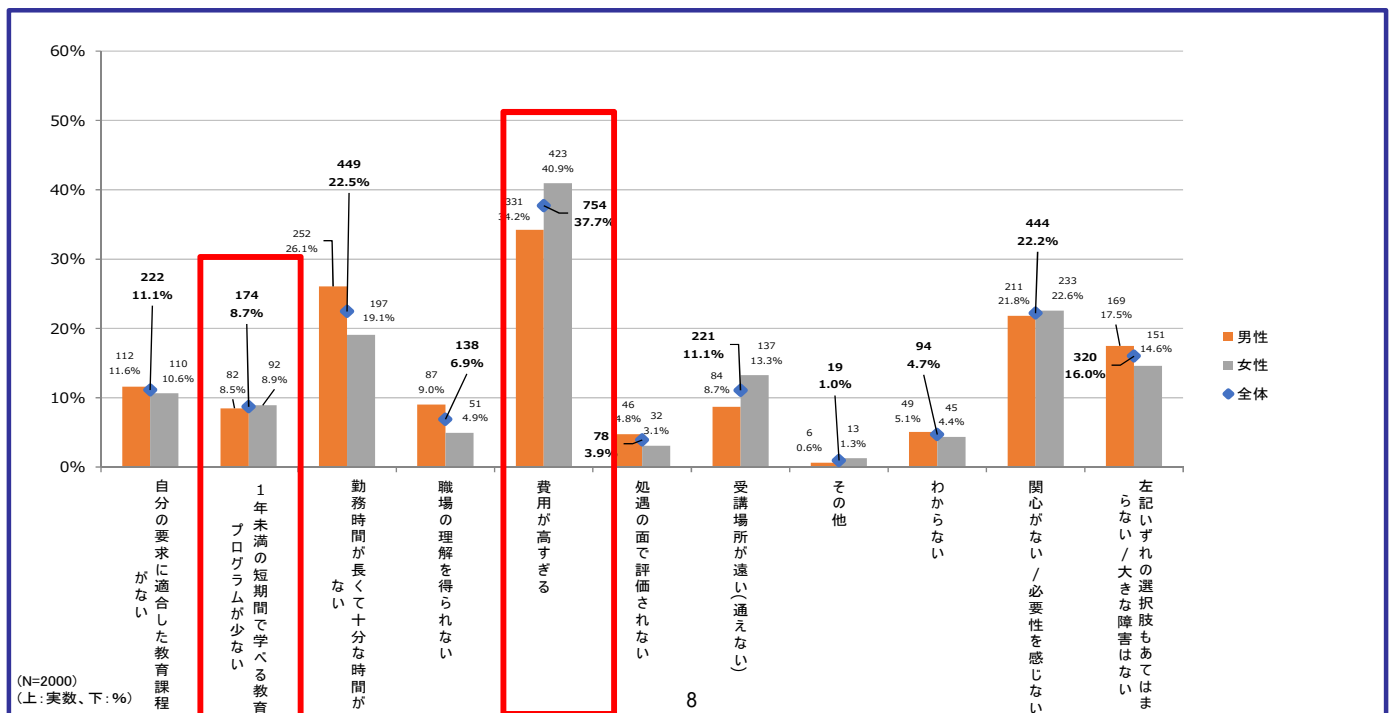
【今後、大学等に教育環境面で特に実施してほしいこと】



出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
(平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社<文部科学省：先導的大学改革推進委託事業>)

学び直す際の障害要因

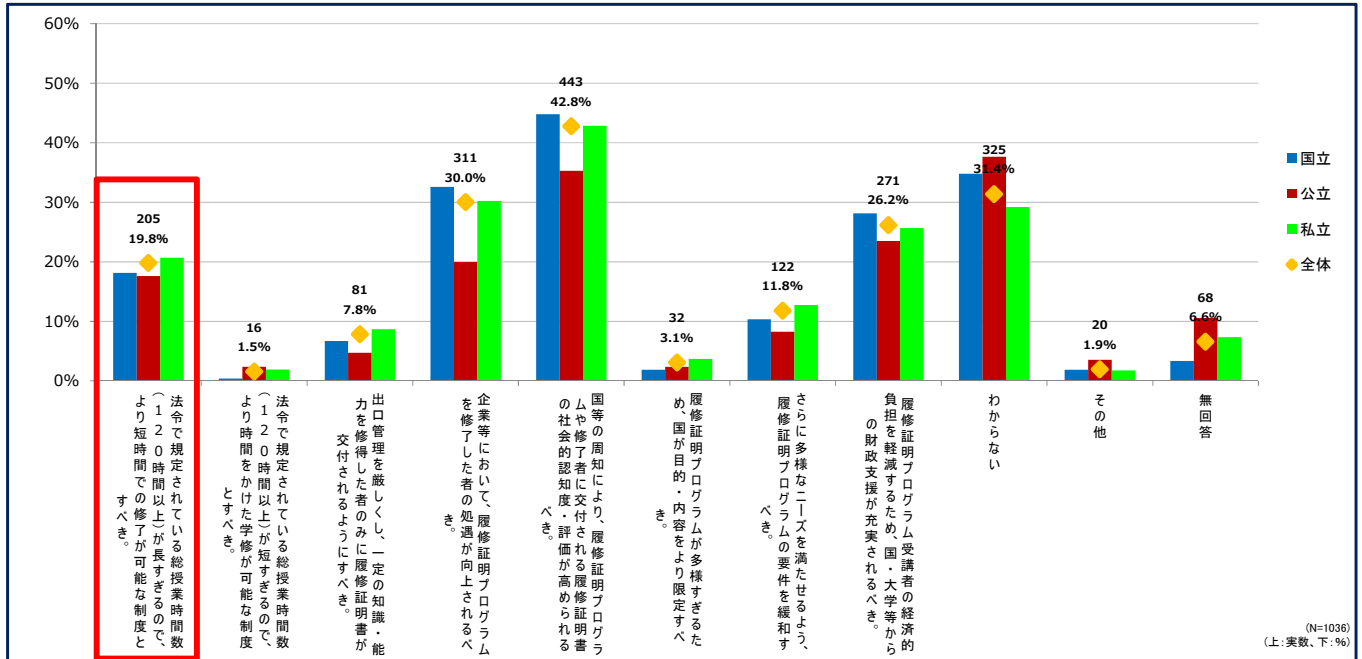
○学び直しを経験したことの無い社会人に対するアンケート調査では、「費用が高すぎる」と回答した人の割合は、37.7%であった。
○また、「1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない」と回答した人の割合は、8.7%であった。



出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
(平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社<文部科学省：先導的大学改革推進委託事業>)

履修証明制度等の改善すべき点

- 現在の履修証明制度において改善すべき点として、「国の周知により、履修証明プログラム等の社会的認知度・評価が高められるべき」、「企業等において履修証明プログラムを修了した者の処遇が改善されるべき」が高い割合であった。
- 「法令で規定されている総授業時間数（120時間以上）が長すぎるので、より短時間での修了が可能な制度とすべき」と回答した人の割合は、19.8%であった。



出典：社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
 (平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社<文部科学省：先導的・大学改革推進委託事業>)

社会人の学び直しに関する政府の方針等

- ◆ **経済財政運営と改革の基本方針2017** (平成29年6月9日 閣議決定)
 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題
 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現
 (2) 人材投資・教育
 ③ リカレント教育等の充実
 (略)・・・**離職した女性の復職・再就職や社会人の学び直しなどを支援するため、受講しやすい講座の充実・多様化や教育訓練給付の対象の拡大等により、リカレント教育の充実を図る。**
- ◆ **女性活躍加速のための重点方針2017** (平成29年6月6日 すべての女性が輝く社会づくり本部)
 I あらゆる分野における女性の活躍
 1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
 (4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進
 ④ 個人の学び直し・復職・再就職支援
 (略)・・・**また、子育て女性等が受講しやすいよう短期プログラムの認定制度を創設し、これらの講座について教育訓練給付の対象とすることを検討する。**
- ◆ **働き方改革実行計画 工程表** (平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)
 項目7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備 及び
 項目8. 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実
 ⑭ 女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実 (その2)
 【具体的施策】
 (略)・・・**職業実践力育成プログラム認定講座の拡大を進める。また、子育て女性等がより受講しやすいよう短期プログラムの認定制度を創設し、これらの講座について教育訓練給付の対象とすることを検討する。**

【平成29年8月4日】

(略)・・・まず申し上げたのは、**誰でも、いつでも教育の機会がある**。また、**高齢者であっても、再雇用に向けたリカレント**、また、一時、子育てで仕事を離れた保育士さんだったりとか看護師さんが、子育てが一段落をした段階で、また新しいシステムが恐らく病院でも入っているのでしょう。そのシステムに慣れてもらうための、**そんな時間のかからないようなリカレント教育**、こういったことを行っていくということもあと思いますし、それに伴って、**高等教育、これの改革というものも必要になってくると思っております。そういった教育の負担を減らしていく**。さらには**無償化を進める**、こういった議論はもちろんあるわけでありませけれども、その一方で、そういう新しい形の人材づくりということになってくると、受け入れる側の企業の在り方、これも問われるわけでありまして、これからは全てが一括採用、新卒採用の時代ではないと、こういった企業側の取組も促していきたい、こんなふうにも思っておりますし、恐らく、国の支援策というものを、単純に教育費用だけの問題ではなくて、いろいろな研修であったりとか、そういった分野にも及んでいくのではないかなと、そんなふうにも思っているところであります。

【平成29年8月8日】

(略)・・・**政策のグランドデザインを検討する「構想会議」を立ち上げる**という話を大臣就任時に申し上げたと思っております。その名称につきまして、総理とも相談の上、**「人生100年時代構想会議」と**することにいたしました。

【参考】第131回大学分科会（平成28年11月30日）配布資料 社会人の学び直しに関する論点（例）

- 日本の労働市場の在り方及び今後想定される社会の変化を踏まえ、生涯を通じて新たな知識・技能を身につけることができる社会を実現していくことが重要。社会人の学び直しのために高等教育機関が果たさなければならない役割はどのようなことがあるか。
(検討項目例)
 - ・在職者が現在の業務に活かすための教育プログラム提供について、・転職を目指している者に役立つ教育プログラム提供について
 - ・非正規で働く方々等のキャリアアップに役立つ教育プログラム提供について、・高齢者等が求める教育プログラム提供について
- 大学等での学び直しについて、社会人や企業のニーズを適切に把握したものとなっているか。また、社会人を対象としたプログラム提供の取組を縮小させる大学等の理由としては、「社会人の入学があまり見込めない」、「コースの維持にコストがかかる」、「教員の確保が困難である」などの理由があげられているが、これらを解決する方策としてどのようなことが考えられるか。
- 民間企業が在職者の就学に関してあまり積極的な対応をしていないという調査結果があり、そのなかで働きながら学べる機会を充実するための方策としてどのようなことが考えられるか。
(検討項目例)
 - ・民間企業と連携した教育プログラム提供について、・民間企業等に必要な高度な能力を獲得するための短期教育プログラム提供について
- 調査結果によると、費用の負担や時間の確保が社会人にとって学び直しの障害となっていると考えられるが、学び直しを促進するための方策としてどのようなことが考えられるか。
(検討項目例)
 - ・基礎的・教養的科目において、テレビ・インターネット等により時間的制約なくかつ経済的に学べる放送大学をはじめとした通信制大学の活用や大学における遠隔教育の活用について
- 上記の課題等を解決するために、制度等に関して改善すべき点はあるか。

【参考：文部科学省における今後の取組の方向性（例）】

- 負担感なく効率的に学び、就職等に役立つ資格等の取得につながる、より短時間で学べるプログラム（ショートBP(仮称)）認定制度の創設などの方策の検討
- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を創設（働きながら学べるデュアル教育の提供や、スキルアップに役立つプログラムを拡充するための新たな仕組みを導入）。
(制度化の方向性)
 - ・長期の履修も含め柔軟な修業年限期間の設定で学位が取得できる仕組みを活用、・短期プログラムの積み上げによる学位取得の仕組みを整備
 - ・修業年限の通算や単位認定に関する制度の弾力化、・教育課程の開発・編成・実施における産業界との連携義務化
 - ・長期間の企業内実習や実務家教員の配置義務化